

◎新潟県企業局訓令第5号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局事務決裁規程（昭和36年6月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県企業管理者 早 福 弘

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第3（第6条関係） 総務課長専決事項 (1)～(6)の2 （略） (6)の3 <u>職員の休業、育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認等</u>をすること。 (6)の4～(17) （略）</p>	<p>別表第3（第6条関係） 総務課長専決事項 (1)～(6)の2 （略） (6)の3 職員の<u>育児休業及び在外勤務等同行休業の承認等</u>をすること。 (6)の4～(17) （略）</p>